

# 「若者応援企業」のシンボルマークを募集します！

厚生労働省では、若者応援企業のシンボルマークのデザインを募集し、シンボルマークを活用して若者応援企業の周知を行い、若者の採用と定着をめざします。

「若者応援企業」とは、労務管理の体制が整備されていて、若者（35歳未満）の採用・育成に積極的で、詳細な企業・採用情報を公表している中小・中堅企業のことをいいます。

## 募集要項

1 募集内容	若者の採用・育成に積極的な「若者応援企業」のシンボルマーク（絵柄や図柄でも可）。若者が前向きに積極的に働き続けられるような明るいイメージのある、分かりやすく親しみやすい作品を募集します。
2 応募締切	平成26年5月30日（金）
3 応募資格	35歳未満の方
4 応募方法	作品に解説をつけ、氏名（ふりがな）、年齢、職業（学校）、住所、電話番号を記入の上、電子メールで送付してください。 ◆電子メールの送付先 <a href="mailto:wakamonooen@mhlw.go.jp">wakamonooen@mhlw.go.jp</a> ◆送付いただく電子メールの標題 「若者応援企業シンボルマーク応募」としてください。 ◆送付形式 電子データは、1作品につき1ファイルとし、ファイル形式はJPEGまたはGIF形式、ファイルの容量は2MB（メガバイト）以内としてください。
5 応募作品	◆応募作品数は、一人2点までとします。 ◆ご自身で作成した未発表の作品に限ります。 ◆応募作品は返却しませんので、あらかじめご了承ください。 ◆シンボルマークの作成と応募に係る費用は、応募者の負担とします。 ◆他の作品の模倣や類似と認められる場合には、選定後でも決定を取り消します。
6 著作権など	◆選定された作品の著作権など一切の権利は、厚生労働省に帰属します。 ◆応募作品については、印刷などの際に若干の修正を行うことがあります。
7 選定方法・発表	◆有識者による選定委員会において、1作品を選定します。 ◆平成26年6月以降に受賞者に連絡します。記念品の贈呈や賞金はありません。 ◆選定の結果は、厚生労働省ホームページなどで発表する予定です。
8 問い合わせ先	厚生労働省職業安定局 派遣・有期労働対策部企画課 若年者雇用対策室 電話番号 03-5253-1111（内線5375,5331）

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000043365.html>